

ひとり親家庭等認可外保育施設利用補助事業 のお知らせ

北谷町では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、ひとり親家庭等への保育料を減免した認可外保育施設に対して補助を行います。

対象要件

北谷町に住民登録があり、次の①～⑤の要件を全て満たしていること。

- ① 児童扶養手当又は母子家庭及び父子家庭等医療費助成の受給者
- ② 保育の必要性の認定(2号認定または3号認定)を受けた子どもの保護者
- ③ 保育所入所の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者
- ④ 在園している認可外保育施設が児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出がなされていること
- ⑤ 受給者世帯が0～2歳児の住民税課税世帯であること。

補助額

補助額=(認可外保育施設利用額)-(認可保育園に入所した場合の保育額)

補助上限額 0～2歳児(住民税課税世帯)33,000円

※令和元年10月1日から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴い、0～2歳児の住民税課税世帯が補助対象となりました。

対象期間

申請の翌月から補助対象となります。

申請方法

北谷町子ども家庭課窓口で申請をして下さい。申請後に利用資格認定書を交付します。

[必要なもの]

- ① 児童扶養手当受給者証の写し又は北谷町母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ② 支給認定証(市町村発行)
- ③ 北谷町ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用証明書(認可外保育施設発行)
- ④ 認可外保育施設のしおり・パンフレット等(年齢別の利用料月額がわかる資料)
- ⑤ みとめ印

